

事務連絡  
令和3年7月2日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）御中  
市区町村

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第15報）

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等でお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルスに係るワクチン接種に関する取扱いについて、別添のとおりお示いたしますので、障害福祉サービス事業所等への周知をよろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡のほか、これまで臨時的な取扱いを随時お示ししておりますので、厚生労働省ホームページをご参照いただきますようお願いいたします。

**【厚生労働省ホームページ】**

障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

問1 障害福祉サービス等事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスに係るワクチン接種を受けることにより、職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合については、人員基準を満たさないことによる減算措置を適用しないことは可能か。

(答)

基本的には、障害福祉サービス等事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスに係るワクチン接種を受ける際には、利用者へのサービス提供に影響が出ないように、接種日等の調整を行うようお願いしたい。

一方で、調整が困難である場合又は調整によりワクチン接種に遅れが生じる場合には、障害福祉サービス等事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスに係るワクチン接種を受けることにより、一時的に人員基準を満たさなくなる場合であっても、人員基準を満たさないことによる減算措置を適用しないことが可能である。

また、基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、障害福祉サービス等事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスに係るワクチン接種を受けることにより、一時的に加算の要件を満たさなくなる場合であっても、加算を算定することが可能である（児童発達支援・放課後等デイサービスにおける医療的ケア区分に応じた基本報酬も同様に算定が可能）。

なお、接種後の副反応により一時的に人員基準を満たさなくなる場合や一時的に加算の要件を満たさなくなる場合についても、同様に取り扱って差し支えない。

問2 障害者支援施設等に勤務する看護職員が、大規模接種会場や職域の接種会場等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」（令和3年5月21日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）と同様、自施設・事業所の利用者の心身の状態の把握等の健康管理や看護の提供に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておく場合には、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとして差し支えないか。

(答)

差し支えない。